

6 弥監公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時
監査(保険年金課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和6年8月29日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行

令和6年度 保険年金課随時監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

監査委員による監査実施日

令和6年7月25日（木） 午後2時から午後2時30分まで

3 監査の対象

保険年金課

令和5年度国民健康保険特別会計における決算処理について

4 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、令和5年度国民健康保険特別会計の決算で赤字となり、出納整理期間に令和6年度の歳入から繰上充用を行わず地方自治法に違反した状態になったことについて、この対応及び再発防止について、ヒアリングにて監査した。

5 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、決算で赤字が出ることはあるものの、出納整理期間の期限内に繰上充用を行わなかったことは、関係法令等に準拠しておらず不適切であった。地方自治法第208条第2項において会計年度独立の原則が定められており、歳入不足がある場合は、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うことができることとされていることから、令和6年度の歳入を出納整理期間に繰上げるべきで、出納閉鎖後の繰上充用は時期を失し違法であった。また、赤字状態を放置し続けたことも、地方自治法第208条第2項に反する状態であった。

今後はこのようなことがないように再発防止に努め、関係法令等に準拠し、適正な財務会計の執行に努められたい。

令和6年8月29日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行